

○吹田市留守家庭児童育成室条例

昭和57年4月1日条例第10号

(設置)

第1条 保護者の労働、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を行うため、留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 育成室の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立吹一留守家庭児童育成室 吹田市元町30番35号
- (2) 吹田市立吹二留守家庭児童育成室 吹田市泉町3丁目15番18号
- (3) 吹田市立吹三留守家庭児童育成室 吹田市高城町18番39号
- (4) 吹田市立東留守家庭児童育成室 吹田市幸町20番1号
- (5) 吹田市立南留守家庭児童育成室 吹田市南吹田5丁目12番1号
- (6) 吹田市立吹六留守家庭児童育成室 吹田市南清和園町43番1号
- (7) 吹田市立千一留守家庭児童育成室 吹田市片山町4丁目32番13号
- (8) 吹田市立千二留守家庭児童育成室 吹田市千里山松が丘25番1号
- (9) 吹田市立千三留守家庭児童育成室 吹田市千里山西2丁目13番1号
- (10) 吹田市立千里新田留守家庭児童育成室 吹田市春日4丁目10番1号
- (11) 吹田市立佐井寺留守家庭児童育成室 吹田市佐井寺3丁目3番1号
- (12) 吹田市立東佐井寺留守家庭児童育成室 吹田市五月が丘西4番1号
- (13) 吹田市立岸一留守家庭児童育成室 吹田市岸部中2丁目19番1号
- (14) 吹田市立岸二留守家庭児童育成室 吹田市岸部北4丁目12番1号
- (15) 吹田市立豊一留守家庭児童育成室 吹田市江坂町1丁目15番42号
- (16) 吹田市立豊二留守家庭児童育成室 吹田市江坂町2丁目5番1号
- (17) 吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室 吹田市江坂町3丁目13番1号
- (18) 吹田市立山手留守家庭児童育成室 吹田市山手町2丁目15番43号
- (19) 吹田市立片山留守家庭児童育成室 吹田市朝日が丘町16番1号
- (20) 吹田市立山一留守家庭児童育成室 吹田市山田東2丁目33番2号
- (21) 吹田市立山二留守家庭児童育成室 吹田市千里丘下19番1号
- (22) 吹田市立山三留守家庭児童育成室 吹田市山田西1丁目4番1号

- (23) 吹田市立東山田留守家庭児童育成室 吹田市青葉丘南15番10号
- (24) 吹田市立南山田留守家庭児童育成室 吹田市千里丘西9番1号
- (25) 吹田市立西山田留守家庭児童育成室 吹田市山田西2丁目10番1号
- (26) 吹田市立北山田留守家庭児童育成室 吹田市山田北1番1号
- (27) 吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室 吹田市千里丘北1番31号
- (28) 吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室 吹田市佐竹台4丁目12番1号
- (29) 吹田市立高野台留守家庭児童育成室 吹田市高野台2丁目16番1号
- (30) 吹田市立津雲台留守家庭児童育成室 吹田市津雲台4丁目7番1号
- (31) 吹田市立古江台留守家庭児童育成室 吹田市古江台5丁目6番1号
- (32) 吹田市立藤白台留守家庭児童育成室 吹田市藤白台3丁目3番1号
- (33) 吹田市立青山台留守家庭児童育成室 吹田市青山台2丁目5番1号
- (34) 吹田市立桃山台留守家庭児童育成室 吹田市桃山台1丁目5番1号
- (35) 吹田市立千里たけみ留守家庭児童育成室 吹田市竹見台3丁目3番1号

(定員)

第3条 育成室の定員は、吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吹田市条例第35号）に定める基準に従い、育成室の施設の状況、育成室への入室が見込まれる児童の数その他の事情を考慮して、毎年度、市長が定める。

(入室要件)

第4条 育成室に入室することができる児童は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 保護者の労働、疾病その他の理由により育成室における保育を必要としていること。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又はこれに準ずるものとして市長が認める学校の第1学年から第4学年までに在学していること。

(入室許可)

第5条 児童を育成室に入室させようとする保護者は、市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入室を許可しないことができる。

- (1) 育成室の定員に余裕のないとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入室の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は出席を一時停止することができる。

(1) 第4条に定める入室要件に該当しなくなつたとき。

(2) 保護者が保育料を滞納したとき。

(3) 前条第2号又は第3号に該当したとき。

(保育料)

第8条 入室の許可を受けた保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 保育料は、児童1人につき月額6,000円とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が入室する場合にあつては、2人目以降の児童については、1人につき月額3,000円とする。

3 前2項の規定による保育料のほか、規則で定めるところにより延長される開室時間（以下「延長時間」という。）に育成室に入室する児童の保護者は、延長時間に係る保育料を納付しなければならない。

4 延長時間に係る保育料は、児童1人につき月額2,000円とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が延長時間に入室する場合にあつては、2人目以降の児童については、1人につき月額1,000円とする。

5 保育料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（省略）

附 則（令和5年12月28日条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則（令和7年1月9日条例第11号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。